

合併存続特例民法法人大阪府私学総連合会寄付行為

- 第 1 条 本法人は財団法人大阪府私学総連合会と称する
- 第 2 条 本法人の事務所を大阪市都島区網島町 6 番 2 0 号に置く
- 第 3 条 本法人は大阪府下の学術の振興をはかり、教育の改善及び文化・芸術・スポーツの昂揚に寄与するとともに、教育に携わる者の福祉の増進をはかることを目的とする
- 第 4 条 本法人は前条の目的を達成する為に次の事業を行う
- 1 学校教職員の資質の向上及び福祉の増進に関する事業
 - 2 諸般の調査、研究、講習及び出版等に関する助成事業
 - 3 府・市からの公的資金の配賦事業
 - 4 会員法人の教職員へ支給する退職金給付事業
 - 5 大阪府私学教育文化会館の運営・管理事業
 - 6 所轄庁その他の関係機関との連絡、交渉、支援に関する事業
 - 7 その他前条の目的を達成するために必要と認められる事業
- 第 5 条 本法人の資産は別紙財産目録記載の財産とする
- 資産を分って基本財産と普通財産とし基本財産は寄附者の寄附財産及び基本財産に繰入られた財産とする
- 普通財産は基本財産以外の資産とする
- 基本財産の処分は理事会の決議を経且つ所轄庁の承認を得なければこれをなすことが出来ない
- 第 6 条 本法人の経費は前条の基本財産より生ずる果実、本法人の事業より生ずる収入及びその他の収入を以てこれを支弁する
- 第 7 条 本法人の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 3 1 日に終わる
- 本法人の予算は会計年度開始前、決算はその終了後遅滞なく事業報告と共に理事長これを理事会に報告しその承認を得て所轄庁に届出なければならない
- 第 8 条 本法人に次の役員を置く
- 1 理 事 1 5 名以上 2 5 名以内（内理事長 1 名、常任理事 7 名）

- 2 監事 3名（うち1名は学識経験者）
- 3 役員の任期は2年とする
但し重任することが出来る役員はその任期満了後においても新役員が就任するまではその職務を行わなければならない
役員に欠員が生じた場合において選任された補欠役員の任期は前任者の残任期間とする

第9条 役員の選出及びその職務権限は次の定めによる

- 1 理事中14名以上19名以内は評議員会で選任、1名以上6名以内は私学関係有識者のうちから理事会で指名推薦してこれを定める
- 2 理事長及び常任理事は理事会で理事のうちから互選で選任する
- 3 監事は私立学校代表者のうちから評議員会において選任する
- 4 理事長は本法人の業務を統轄し本法人を代表する
- 5 常任理事は必要なる業務を分担して理事長を補佐し理事長事故あるときは、あらかじめ理事長の定めた順序によりその職務を代行する
- 6 理事は理事会を組織し本法人の業務を議決し執行する
- 7 監事は民法第59条の職を行う
- 8 理事と監事は、相互に兼ねることができない

第10条 本法人に17名以上27名以内の評議員を置く

- 評議員は理事会でこれを選出し理事長がこれを委嘱する
評議員には第8条第3項の規定を準用するこの場合には同条同項中「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする
評議員は評議員会を組織し本法人の重要事項につき評議する
役員と評議員は、相互に兼ねることができない

第10条の2 本法人に顧問を置くことが出来る

顧問は理事会で推挙する

第11条

- 1 役員は、無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる
役員には、費用を弁償することができる
- 2 この法人の事務を処理するため職員を置くことが出来る
職員は理事長が任免し有給とする

第 12 条

- 1 理事会及び評議員会は必要に応じ理事長がこれを召集する
- 2 理事会は理事の 2 分の 1 以上出席しないときは会議を開くことが出来ない
- 3 議事は出席者の過半数でこれを決する 但し可否同数なるときは議長の決するところによる
- 4 理事会は理事長が必要と認める時又は理事現在数 3 分の 1 以上の要求があった時は理事長は臨時にこれを召集しなければならない
- 5 理事会の議長は理事長があたり、評議員会の議長は会議の都度、出席した評議員の互選により選任された者があたる
- 6 理事長は、簡易又は急を要する事項については、全理事に書面を送付して賛否を求め、理事現在数の過半数の同意をもって理事会の議決に代えることができる
- 7 会議には議事録を作成し、議長及び出席者代表 2 名以上が署名押印の上これを保存する
- 8 (第 2 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号)の規定は評議員会に準用する場合「理事会」及び「理事」とあるのは「評議員会」及び「評議員」と読み替えるものとする

第 13 条 本寄附行為の変更は理事会及び評議員会の議を経、所轄庁の認可を受けてこれを行わなければならない

第 14 条 本法人解散の際における残余財産の処分は理事会及び評議員会の議決を経て所轄庁の許可を受けてこれを行わなければならない

第 15 条 この寄附行為についての細則は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める

附 則

- 1 この寄付行為は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する